

# 認定手続の簡素化等に向けた取組 (認定特定非営利活動法人制度)

平成 22 年 3 月  
国 税 庁  
国 税 局(所)  
税 務 署

平成 21 年 12 月 22 日に閣議決定された「平成 22 年度税制改正大綱」を受け、認定手続の簡素化等のため、平成 22 年 4 月 1 日から、次のような取組を行います。

## 【標準処理期間の設定】

1 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定申請の標準処理期間（6 か月）を設定し、標準処理期間内に処理を行います。

○ 平成 22 年 4 月 1 日以後に提出された認定申請書から、次の標準処理期間内に処理を行います。

### (1) 標準処理期間

税務署長は、原則として、起算日から 1 か月以内に国税局長（沖縄国税事務所長）に進達します。

国税局長（沖縄国税事務所長）は、原則として、起算日から 5 か月以内に国税庁長官に進達します。

国税庁長官は、原則として、起算日から 6 か月以内に処理します。

### (2) 標準処理期間の起算日

標準処理期間の起算日は、申請書が提出された日の翌日とします。

### (3) 標準処理期間から除外される期間

イ 申請書提出日の翌日から、国税庁又は国税局（沖縄国税事務所）が内閣府又は都道府県から事業報告書など法令に定める所定の書類の送付を受けた日までの期間

ロ 申請書類（添付書類を含みます。）の欠陥補正等のため、所要の補正若しくは書類の追加提出を依頼した場合又は認定審査に必要な追加資料を要求した場合は、当該依頼した日又は要求した日から補正若しくは追加提出がなされた日又は追加資料の提出がなされた日までの期間

ハ 電磁的方法によって申請書等の提出があった場合において別途送付等される添付書類が申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、当該申請書等を受理した日から当該添付書類が到達した日までの期間

ニ その他行政庁の責めに帰さない事情により要した期間（申請法人に対する実態確認予定日を事前連絡した場合、当該事前連絡日から実際に実態確認を開始した日までの期間は当該期間に含まれます。）

【事前相談体制の充実】

2 各都道府県庁所在地にある税務署に、認定申請を行う予定のNPO法人のための事前相談に係る（出張）相談窓口を設けます。

- 従来、認定申請をお考えのNPO法人との面接相談については、各国税局（事務所）においてのみ実施していましたが、NPO法人の利便性等に配慮し、**各都道府県庁所在地にある税務署においても、面接相談を受けることができるようにします。**

面接相談をご希望の方は、従前どおり、各国税局（事務所）の事前相談担当窓口（法人課税課審査企画係）あてに事前に電話していただき、「相談の日時」及び「相談場所」について予約をお願いします。

（注）各都道府県庁所在地にある税務署については、表2をご確認ください。

（表1）各国税局（事務所）の事前相談窓口

国税局（所）	担当部署	管轄都道府県	連絡先（代表番号）
札幌国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	北海道	011-231-5011
仙台国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島	022-263-1111
関東信越国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	茨城、栃木、群馬、 埼玉、新潟、長野	048-600-3111
東京国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	千葉、東京、神奈川、 山梨	03-3216-6811
金沢国税局	課税部 法人課税課審査企画係	富山、石川、福井	076-231-2131
名古屋国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	岐阜、静岡、愛知、 三重	052-951-3511
大阪国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	06-6941-5331
広島国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	鳥取、島根、岡山、 広島、山口	082-221-9211
高松国税局	課税部 法人課税課審査企画係	徳島、香川、愛媛、 高知	087-831-3111
福岡国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	福岡、佐賀、長崎	092-411-0031
熊本国税局	課税部 法人課税課審査企画係	熊本、大分、宮崎、 鹿児島	096-354-6171
沖縄国税事務所	法人課税課審査企画係	沖縄	098-867-3601

(表2) 都道府県の県庁所在地税務署

国税局(所)	都道府県	税務署	税務署所在地
札幌国税局	北海道	札幌中	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎
仙台国税局	青森	青森	青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎
	秋田	秋田南	秋田市中通5丁目5番2号
	山形	山形	山形市大手町1番23号 ※平成22年5月5日まで、下記仮庁舎で業務を行っております。 (仮庁舎)山形市本町1丁目4番27号ジブラルタ生命山形ビル内
	岩手	盛岡	盛岡市本町通3丁目8番37号
	宮城	仙台北	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号
	福島	福島	福島市森合町16番6号
関東信越国税局	茨城	水戸	水戸市北見町1番17号
	栃木	宇都宮	宇都宮市昭和2丁目1番7号
	群馬	前橋	前橋市表町2丁目16番7号
	埼玉	浦和	さいたま市浦和区常盤4丁目11番19号
	長野	長野	長野市西後町608番地の2
	新潟	新潟	新潟市中央区営所通二番町692番地の5
	東京国税局	千葉	千葉東
東京		新宿	新宿区北新宿1丁目19番3号
神奈川		横浜中	横浜市中区山下町37番地9号 横浜地方合同庁舎
山梨		甲府	甲府市丸の内1丁目11番6号
金沢国税局	富山	富山	富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎
	石川	金沢	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
	福井	福井	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
名古屋国税局	岐阜	岐阜南	岐阜市加納清水町4丁目22番地の2
	静岡	静岡	静岡市葵区追手町10番88号
	愛知	名古屋中	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎
	三重	津	津市桜橋2丁目99番地
大阪国税局	滋賀	大津	大津市中央4丁目6番55号
	京都	上京	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358
	大阪	東	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館
	兵庫	神戸	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号
	奈良	奈良	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎
	和歌山	和歌山	和歌山市湊通丁北1丁目1
広島国税局	岡山	岡山東	岡山市北区天神町3番23号
	広島	広島東	広島市中区上八丁堀3番19号
	山口	山口	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
	島根	松江	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎
高松国税局	鳥取	鳥取	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎
	香川	高松	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎
	徳島	徳島	徳島市幸町3丁目54番地
	愛媛	松山	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
福岡国税局	高知	高知	高知市本町5丁目6番15号
	福岡	博多	福岡市東区馬出1丁目8番1号
	佐賀	佐賀	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎
熊本国税局	長崎	長崎	長崎市松が枝町6番26号
	熊本	熊本東	熊本市東町3丁目2番53号
	大分	大分	大分市中島西1丁目1番32号
	宮崎	宮崎	宮崎市広島1丁目10番1号
沖縄国税事務所	鹿児島	鹿児島	鹿児島市荒田1丁目24番4号
	沖縄	那覇	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎

## 【確認書類等の明確化】

### 3 認定要件の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類を明確化します。

- 認定要件の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。
- これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。
- これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

確認させていただく書類の例		(参考) 確認する主な認定要件
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリックサポート（収入金額に占める寄附金の割合が1/5以上）に関する要件 活動の対象に関する要件 事業活動に関する要件 不正行為等に関する要件
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する要件 事業活動に関する要件 不正行為等に関する要件
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリックサポート（収入金額に占める寄附金の割合が1/5以上）に関する要件 活動の対象に関する要件 運営組織及び経理に関する要件 事業活動に関する要件 不正行為等に関する要件
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリックサポート（収入金額に占める寄附金の割合が1/5以上）に関する要件 活動の対象に関する要件 運営組織及び経理に関する要件 事業活動に関する要件
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績（開催回数、募集内容等）、支出先など)	活動の対象に関する要件 運営組織及び経理に関する要件 事業活動に関する要件
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリックサポート（収入金額に占める寄附金の割合が1/5以上）に関する要件 活動の対象に関する要件 事業活動に関する要件
7	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリックサポート（収入金額に占める寄附金の割合が1/5以上）に関する要件
8	閲覧に関する細則（社内規則）	情報公開に関する要件
9	収益事業を行っている場合、その事業概況及び税務申告の状況がわかる資料	運営組織及び経理に関する要件 不正行為等に関する要件
10	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する要件 事業活動に関する要件 不正行為等に関する要件

(注) 認定要件の詳しい内容については、国税庁発行の「認定NPO法人制度の手引」などでご確認ください。

## 【適正性の確保】

### 4 NPO法人の認定審査について、2回目以降の認定については、原則として、書面審査により行います。

また、認定NPO法人の適正性については、事後的な実地確認調査により確保します。

- 2回目以降の申請に係る認定審査については、原則、書面審査とすることにより、審査の迅速化を図ります（審査過程で不明な点は、電話等で照会する場合があります。）。
- 認定NPO法人の適正性については、事後的な実地確認調査を通じて確保することとします。